

入札案件概要書(工事)

件名	令和7年度高座施設組合屋内温水プール屋根点検及び塗装工事	契約番号 18
履行場所	海老名市 本郷20番地の1	
工期	令和7年9月24日～令和8年1月30日	
予定価格	金 32,626,000 円(税込) 金 29,660,000 円(税抜) 契約金額500万円超となる場合、手持契約件数に加算されます。	
最低制限価格等	有り ※詳細は、高座清掃施設組合条件付一般競争入札等事務取扱要領及び入札告示を参照してください。	
参加条件	営業種目	020 建築一式 <small>○下請契約の請負代金の合計の額が5千万円(建築一式工事の場合は8千万円)以上となる場合には特定建設業の許可が必要です。併せて、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。</small>
	経営事項審査総合評点	— 点以上 ※経審は最新の評価点で判断します。
	参加の地域要件	第1区分 地域要件は入札公告で確認してください。
	配置技術者等	現場代理人及び主任(監理)技術者は過去5年以内に同種同規模の施工管理の経験を有すること。
	手持契約件数制限	手持件数(委託含む)が3件以内であること。 (入札参加申込締切日現在、高座清掃施設組合発注の入札案件に限る。)
	その他の要件	1級とび技能士又は2級とび技能士資格所持者及び足場の組立て等作業主任者(技能講習終了者)を配置すること。
提出書類	<p>◆条件付一般競争入札参加資格確認申込書送付時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配置予定技術者調書及び調書に記載する必要書類 ○配置技術者等の施工実績を証する書類 ○現場代理人及び主任(監理)技術者の3か月以上の雇用を確認できる書類(原則として健康保険被保険者証)の写し <p><u>※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(3か所)にマスキング(黒塗り)をして提出してください。</u></p> <p>◆入札時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事費積算内訳書 <p>※様式については各案件(契約件名)のダウンロードファイルを使用するものとし、入札書に記載される金額に相当する工事費積算内訳書を入札時に提出するものとする。</p>	
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ○外部足場設置 ○トップライト廻り点検及びシーリング ○金属屋根点検及び防水塗装 ○排煙窓ワイヤー交換(2か所) ○発生材処分 <p>※入札書、委任状は別添の様式を使用してください。</p>	

条件付一般競争入札参加資格確認申込書

令和 年 月 日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿

認定番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名

電話番号

e-mailアドレス

F A X 番号

使用印

入札に参加したいので、次のとおり申込します。
なお、この参加申込書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

契約番号 18

件 名 令和7年度高座施設組合屋内温水プール屋根点検及び塗装工事

（ 高座清掃施設組合 総務課 契約担当
e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp
F A X : 046-238-6010 ）

※通信欄（二日以内に返信します。）

- 申込書を受け付けました。「条件付一般競争入札参加資格確認通知書」は、審査後電子メール又はFAXで送付します。
- 書類が不足しています。入札公告等を確認して再申請してください。
- _____

組合の確認（記入不要）		
地 域	第1区分	
営業種目	020 建築一式	
経 審	点以上	
そ の 他	1級とび技能士又は2級とび技能士資格所持者及び足場の組立て等作業主任者(技能講習終了者)	

入札書

令和7年9月16日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿住 所
商号又は名称
代表者職氏名
代理人氏名印
印高座清掃施設組合契約規則を堅く守り、次の金額
で入札します。

件 名	令和7年度高座施設組合屋内温水プール屋根 点検及び塗装工事											
金 額(税抜)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

- (注) 1 金額は、消費税及び地方消費税額を除いた額を記入してください。
2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入してください。
なお、金額の訂正したものは無効とします。
3 入札の際は、入札書を二つ折りにして入札箱に投函してください。
封筒は必要ありません。
4 落札にあたって、契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税額
を加えた金額とします。なお、消費税率は、10%とします。



委任状

令和7年9月16日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

件 名 令和7年度高座施設組合屋内温水プール屋根点検及び塗装工事

今般私は、次の者を代理人と定め、上記の件に関する入札の一切の権限を委任します。

代理人氏名	被委任者印鑑



質 問 書

高座清掃施設組合 契約担当 殿

設計図書に関して、質疑がある場合は質疑内容を記載し、電子メール又はFAXで送信してください。

○ 送信日時 : 入札公告を確認してください。

○ 送信先 : 高座清掃施設組合 総務課 契約担当

e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

F A X : 046-238-6010

○ 回 答 : ホームページに順次掲載します。

認定番号		電話番号	
所在地		e-mailアドレス	
商号又は名称		F A X 番号	
代表者職氏名		担当者名	

契約番号	18
契約件名	令和7年度高座施設組合屋内温水プール屋根点検及び塗装工事
質 疑 内 容	

令和7年度

高座施設組合屋内温水プール屋根点検及び塗装工事

仕様書

令和7年7月

高座清掃施設組合

目次

第1章 総 則

第1節	適 用.....	1
第2節	目 的.....	1
第3節	件 名.....	1
第4節	履行期間.....	1
第5節	履行場所.....	1
第6節	施設概要.....	1
第7節	工事施工条件.....	1
第8節	工事内容.....	1
第9節	提出書類.....	2
第10節	工事实績情報の登録.....	3
第11節	施工体制台帳.....	3
第12節	建設業法等に基づく注意事項.....	3
第13節	守秘義務と中立性の義務.....	4
第14節	疑 義.....	4
第15節	工事内容の変更.....	4
第16節	検 査.....	4
第17節	成果品.....	4
第18節	帰 属.....	5
第19節	環境対策.....	5
第20節	工事の一時中止.....	5
第21節	材料の選定・変更.....	6
第22節	材料検査.....	6
第23節	建設副産物.....	6
第24節	関連工事との調整.....	7
第25節	安全確保.....	7
第26節	爆発及び火災の防止.....	9
第27節	監督員による段階確認及び立会等.....	9
第28節	出来形確認.....	10
第29節	完成検査及び引渡し.....	10
第30節	部分使用.....	10
第31節	施工管理.....	11
第32節	工事関係者に対する措置請求.....	11
第33節	後片付け.....	11

第 34 節	事故報告書.....	12
第 35 節	交通安全管理.....	12
第 36 節	施設管理.....	12
第 37 節	諸法令の順守.....	12
第 38 節	官公庁等への手続等.....	13
第 39 節	不可抗力による損害.....	13
第 40 節	特許権等.....	14
第 41 節	保険の付保及び事故の補償.....	14
第 42 節	臨機の措置.....	14
第 43 節	瑕疵担保.....	15
第 2 章	特記事項.....	16
第 1 項	共通仕様.....	16
第 2 項	注意事項.....	16
第 3 章	工事内容.....	16

第1章 総 則

第1節 適 用

本仕様書は、高座清掃施設組合（以下「発注者」という。）が行う高座施設組合屋内温水プール屋根点検及び塗装工事（以下「工事」という。）に適用する。

第2節 目 的

本工事は、高座施設組合屋内温水プール（以下「プール」という。）の屋根点検及び雨漏り塗装工事を実施し、今後の施設運営を安全に行うことを目的とする。

第3節 件 名

令和7年度高座施設組合屋内温水プール屋根点検及び塗装工事

第4節 履行期間

令和7年9月24日から令和8年1月30日まで

第5節 履行場所

海老名市本郷20番地の1

第6節 施設概要

- (1) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上2階建一部地下ピット
- (2) 建築面積 2,614.00 m²
- (3) 延床面積 1階2,498.54 m²、2階509.36 m²、計3,007.90 m²

第7節 工事施工条件

本仕様書で定める事項を除き、現行規格、関係法令によるものとし、受注者は出来る限り工期を短縮する工程を提案するものとする。また、履行期間中閉館となるのは高座施設組合屋内温水プール定期設備補修施工期間のみであることから、開館中の施設利用者に対する利便性、安全性及び防犯対策等の施設管理に努めるとともに、施設機能を確保するための点検、清掃、保守等に配慮することとする。なお、上記補修と同一時期に施工が必要となることから、工事にあたっては施工場所や施工時期等について他事業者と調整し対応を行うこと。

第8節 工事内容

- 外部足場 (1,800 m²)
- トップライト廻り点検及びシーリング (72m)

- 金属屋根点検及び防水塗装（1,523 m²）
- 排煙窓リヤ-交換（リヤ-取付高さ 6.5m×幅 5.5m）（2か所）
- 発生材処分費

第9節 提出書類

- (1) 受注者は、工事の着手にあたり、次の書類を提出すること。
 - (ア) 工事着手届
 - (イ) 工事工程表
 - (ウ) 現場代理人等選任届
 - (エ) 下請負人通知書
- (2) 受注者は、工事の完了にあたり、次の書類を履行期間内に提出すること。
 - (ア) 工事完了届
 - (イ) 工事完成引渡書
 - (ウ) 成果品
 - (エ) その他発注者が必要とする書類
- (3) 受注者は、契約締結後 15 日以内に次の事項を記載した施工計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。
 - (ア) 工事概要
 - (イ) 実施方針
 - (ウ) 工事工程
 - (エ) 組織計画
 - (オ) 下請業者一覧表
 - (カ) 監督員立会計画
 - (キ) 打合せ計画
 - (ク) 安全教育計画
 - (ケ) 成果品計画
 - (コ) 使用する主な図書及び基準
 - (サ) 緊急時を含む連絡体制
 - (シ) 交通管理
 - (ス) 環境対策
 - (セ) 再生資源の利用促進及び建設副産物の適正処理方法
 - (ソ) 特記事項等
- (4) 受注者は、提出された書類内容を変更する場合は、その理由を明確にし、発注者の承諾を得ること。
- (5) 監督員が指示した事項については、受注者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

第10節 工事实績情報の登録

- (1) 工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事カルテの作成及び登録を行うものとする。
- (2) 受注者は、工事カルテを発注者に提出、承諾を受けた後、登録する。登録後は、速やかに発行された工事カルテ受領書の写しを発注者に提出する。

第11節 施工体制台帳

- (1) 受注者は、国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えなければならない。また、発注者へその写しを提出しなければならない。なお、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付したものでなくてはならない。
- (2) 受注者は、監督員から請求があった場合は、備え置かれた施工体制台帳の閲覧に供しなければならない。
- (3) 受注者は、当該工事を他の下請負業者に請け負わせたときは、国土交通省令で定める事項を記載した再下請負通知書をもって、同項の受注者に対し通知しなければならない。
- (4) 受注者は、他の下請負業者から提出された再下請負通知書を整理し、監督員から請求があった場合は、再下請負通知書の閲覧に供しなければならない。
- (5) (1)の受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律に定める各下受注者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。
- (6) (1)の受注者は、発注者から、当該工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（監理技術者または主任技術者）の設置状況その他工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
- (7) (1)の受注者は、施工体制台帳、安全衛生管理組織表及び再下請負通知書に変更が生じた場合は、速やかに変更があった年月日を記入して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、または既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付後、監督員に提出しなければならない。

第12節 建設業法等に基づく注意事項

- (1) 標識の掲示
標識等は、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。
 - (ア) 建設業許可票の掲示
 - (イ) 労災保険関係成立票の掲示

- (ウ) 施工体系図（下請契約のある工事）の掲示
 - (エ) 下請負人に対する通知（下請契約のある工事）の掲示
 - (オ) 建設業退職共済制度適用事業主の現場標識
 - (カ) 緊急時連絡表
 - (キ) 作業主任者
 - (ク) 建築基準法による確認表示板
 - (ケ) その他
- (2) 主任（監理）技術者を配置し、施工管理に遺漏のないようにすること。主任（監理）技術者は、請負金額4,000万円以上（建築一式工事は、8,000万円以上）の場合は専任でなければならない。なお、現場代理人は、現場に常駐し適切な管理を行うこと。

第13節 守秘義務と中立性の義務

受注者は、本工事に係る全ての事項について、他に漏らしたり、これを利用してはならない。

第14節 疑義

本工事の遂行にあたり、本仕様書に記載がない事項または疑義が生じた場合は、その都度書面にて発注者と受注者の協議によるものとする。ただし、工事遂行上必要と認められる事項については、受注者の費用負担及び責任において実施するものとする。

第15節 工事内容の変更

発注者が必要であると認めた場合には、発注者と受注者の協議により工事内容の変更を行う。

第16節 検査

受注者は、工事完了後、指定された書類一式の検査を受けるものとし、発注者の検査合格後、検査に合格した書類一式の納品をもって工事完了とする。

第17節 成果品

受注者は、工事の成果品として次の書類を履行期間内に提出すること。

- (1) 工事完成図書 2部(正・副)
 - 工事報告書
 - 工事図面(関連箇所1式)
 - 工事写真
 - 附属品図
 - 取扱説明書等

予備品リスト

材料検査簿

打合せ記録簿

- (2) 成果品原稿電子データ (DVD) 1 式
- (3) その他発注者が認める書類 1 式

※ 電子データ納品物については、最新のウィルス対策ソフトでウィルスチェックを実施し、結果を添付すること。

工事写真は、「営繕工事写真撮影要領（令和 5 年改定）（国土交通省）」に従い撮影すること。

なお写真帳（アルバム）については、紙媒体とし、工事完成図書に含めること。

第 18 節 帰 属

成果品及び作業過程において作成された資料等に対する一切の権利は発注者に帰属する。また、受注者がこれら成果品等を第三者へ提供すること及び内容を転載すること等は禁止する。

第 19 節 環境対策

- (1) 報告書の用紙は再生紙を使用するように努めること。
- (2) 車両を利用する場合は、作業効率を考慮し車両の使用回数を控えるよう検討すること。また、環境に配慮した車両の使用に努めること。
(例：電気自動車、ハイブリッドカー、低排出ガス車等の使用)
- (3) 工事实施時に OA 機器等、電力を使用する際は節電に努めること。
- (4) 本工事に使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康の影響に配慮すること。

第 20 節 工事の一時中止

- (1) 発注者は、次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面（一時中止について）をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。また、工事を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとするとともに、受注者は工事の続行に備え現場を保全しなければならない。

なお、暴風、豪雨、地震等、自然的または人為的な事象による工事の中断については、「第 42 節 臨機の措置」により適切に対応しなければならない。

- (ア) 関連する他の設備補修、工事等の進捗が遅れたため本工事の続行を不相当と認めた場合
- (イ) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適切または不可能となった場合

- (ウ) 受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合
- (2) 一時中止した工事に係る請負代金額に変更が生じた場合、高座清掃施設組合契約規則第 73 条により、発注者と受注者による協議により金額を決定し、協議書（一時中止中の工事に伴う請負代金額の変更について）を提出しなければならない。
- (3) 一時中止中の工事を再開する場合は、監督員からの通知（一時中止中の工事再開について）を受け、通知に記載される再開日より工事を再開しなければならない。

第 21 節 材料の選定・変更

- (1) 使用する材料は、監督員の確認の検査を受け、これに合格した材料のみを使用しなければならない。
- (2) 使用する材料は、製造、出荷年月等に十分注意し、可能な限り当該工事施工年のものを使用する。
- (3) 設計図書で規格が明示されていない材料で日本工業規格（J I S）に定めのある材料は、軽微なものを除き J I S 製品を使用しなければならない。また、監督官公庁、電気、ガス供給者その他の規格並びに取締り規程がある場合は、これに合格または承認済みのものを使用しなければならない。
- (4) 設計図書に明示されている材料のうち、受注者の理由によりこれを変更したい場合、機能に支障がなく、かつ、材料の全体としての性能が設計仕様を十分に満足する時は、監督員の承諾を得て使用することができる。この場合契約金額の増減は、発注者、受注者の協議により定めるものとする。
- (5) 石綿（アスベスト）含有材料を使用してはならない。

第 22 節 材料検査

- (1) 設計図書に記載されている材料は検査を行うこと。検査は、必要に応じて検査要領書、試験要領書に基づき実施する。検査及び試験要領書は、その方法等を詳細に記入し、施工の段階に沿って提出し、予め監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 使用する材料のうち発注者が特に必要と認めたものは、製作工場等において監督員の立会のもとで試験を行い、試験結果報告書を提出しなければならない。なお、このときの試験に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 監督員の検査に合格後の材料であっても、損傷その他欠陥を生じ使用に不相当と認められるものは、監督員の指示に従い交換し、検査を受けなければならない。

第 23 節 建設副産物

- (1) 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 4 月 26 日法律第

48号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日国土交通省事務次官通達)、建設廃棄物処理指針(平成22年度版 環境省)を順守して、建設副産物の発生量抑制、適正処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

- (2) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニュアル)により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。
- (3) 受注者は、建設リサイクル法に定められた「一定規模以上の」建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を施工現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、施工完了後速やかに実施状況を記録し監督員に提出しなければならない。
- (5) 建設副産物のうち有価物については、売却益を発生材処分費より差し引く。なお、処分後は、発生材報告書を作成し、処分方法及び引取りを証明する書類を添付の上、監督員に提出する。

第24節 関連工事との調整

受注者は、隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第25節 安全確保

- (1) 受注者は、建設機械施工安全技術指針(国土交通省総合政策局建設施工企画課企画専門官 平成17年3月31日)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- (2) 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- (3) 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- (4) 受注者は、施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

- (5) 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- (6) 受注者は、施工現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉及び立入禁止の標示板等を設けなければならない。
- (7) 受注者は、施工期間中、安全巡視を行い、施工区域及びその周辺の監視または連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- (8) 受注者は、工事契約後ただちに、作業員全員の参加により半日以上時間を割当て、次に挙げるものから実施する内容を選択し、安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (ア) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (イ) 当該工事内容等の周知徹底
 - (ウ) 安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (エ) 当該工事における災害対策訓練
 - (オ) 当該工事の現場で予想される事故対策
 - (カ) その他、安全・訓練等として必要な事項
- (9) 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を記した安全教育計画書を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。
- (10) 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または実施状況を撮影した写真が添付された報告等を記載した、安全教育報告書を作成し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (11) 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、施工中の安全を確保しなければならない。
- (12) 受注者は、施工現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うこと。
- (13) 監督員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- (14) 受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

- (15) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。

第26節 爆発及び火災の防止

受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、火気を使用する場合は、施工中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した火気使用に係る計画書を監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での喫煙または火気の使用を禁止すること。
- (3) 受注者は、ガソリン、重油、オイル、塗料等引火性のある物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、指定場所以外に持ち込まないこと。

第27節 監督員による段階確認及び立会等

- (1) 受注者は、工事着手までに日程等を記載した立会一覧表を監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、監督員の立会を求める場合に当たっては、立会願を監督員に提出し、必要な場合は立会要領書を提出しなければならない。
- (3) 監督員は、工事が契約図書どおり行なわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、現場または製作工場に立ち入り、立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- (4) 受注者は、監督員による段階確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
- (5) 監督員による段階確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 段階確認は、次に掲げる事項に基づいて行うものとする。
- (ア) 受注者は、その工事監督基準表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (イ) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、確認時期等）を段階確認願により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (ウ) 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係わる監督員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
- (エ) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

- (7) 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を設備し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

第28節 出来形確認

- (1) 受注者は、発注者に請求を行った場合は、出来形部分に係る検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、発注者に部分払いの請求を行うときは、同項(1)の検査を受ける前に工事の既成部分払申請書及び既成部分払検査依頼書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。
- (ア) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査
- (イ) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にした検査
- (4) 発注者は、出来形部分に係る検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

第29節 完成検査及び引渡し

受注者は工事完了後、工事完成届を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。受注者は完成検査に合格後、本仕様書に指定された成果品及び提出書類一式を納品し、発注者の承認をもって工事の引渡しとする。なお、納品後に不備または不都合な点が発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

- (1) 受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、次に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
- (ア) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- (イ) 監督員の請求した改造が完了していること。
- (ウ) 設計図書により義務付けられた記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
- (エ) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- (2) 発注者は、検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

第30節 部分使用

- (1) 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
- (2) 受注者は、発注者が当該工事に係る部分使用を行う場合には、中間検査または

監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む。）を受けるものとする。

第31節 施工管理

- (1) 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
- (2) 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置すること。また、プール開館中の標示を利用者に支障がないように掲示すること。工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。
- (3) 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- (4) 受注者は、工事に使用する指定機械を搬入・搬出する際には、監督員に通知しなければならない。
- (5) 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとします。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- (6) 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- (7) 受注者は、工事中に拾得物を発見または拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。

第32節 工事関係者に対する措置請求

- (1) 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の順守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 発注者は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の順守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第33節 後片付け

受注者は、施工の完了または一部の完成後は仮設物を取払い、受注者所有の機器、残材、残骸及び各種の仮設物を速やかに片付け、かつ、場外に撤去するとともに、現場周り及び

施工にかかる部分を清掃し、かつ、整然とした状態にするものとする。

第 34 節 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書を期日までに、提出しなければならない。

第 35 節 交通安全管理

- (1) 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、高座清掃施設組合契約規則第77条によって処置するものとする。
- (2) 受注者は、工事用車両による資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について協議の上、災害の防止を図らなければならない。
- (3) 公衆の交通が自由、かつ、安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により施工を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- (4) 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知等必要な安全対策を講じなければならない。
- (5) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。
- (6) 本工事においては、工事現場までの通行道路において、東海道新幹線高架下を通行する。東海道新幹線高架高さは3.7mである。

第 36 節 施設管理

受注者は、施工現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもっても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。

第 37 節 諸法令の順守

- (1) 受注者は、当該工事に関する諸法令を順守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

- (2) 受注者は、諸法令を順守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- (3) 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが同項1号の諸法令に照らし不相当または矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員と協議しなければならない。
- (4) 受注者は、海老名市景観条例を順守し、不自然かつ景観を損ねる塗装色にしない色を提案し、監督員に承諾を得ること。

第38節 官公庁等への手続等

- (1) 受注者は、履行期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受注者は、工事の施工にあたり必要となる関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。また、組合が届け出るべき届出等の提出に必要な書類作成等に協力すること。
- (3) 受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
- (5) 受注者は、国、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- (6) 受注者は、前号までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第39節 不可抗力による損害

- (1) 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、工事災害通知書により監督員に報告するものとする。
- (2) 設計図書で定めた基準とは、次に掲げるものを言う。
 - (ア) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
 - ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
 - ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
 - ④ その他設計図書で定めた基準
 - (イ) 強風（最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合）に起因する場合

- (ウ) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
- (エ) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

第40節 特許権等

- (1) その他の第三者の権利とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいいます。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法または施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。
- (2) 受注者は、工事の遂行により発明または考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- (3) 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとします。なお、前号の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

第41節 保険の付保及び事故の補償

- (1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- (2) 受注者は、雇用者等の工事に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

第42節 臨機の措置

- (1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。
- (2) 監督員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の順守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第43節 瑕疵担保

- (1) 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めて

その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- (2) 発注者は、瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、規定による引渡しを受けた日から、1年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- (3) 発注者は、工事目的物が第一項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第二項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6か月以内に第一項の権利を行使しなければならない。
- (4) 第一項の規定は、工事目的物に瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指示の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

第2章 特記事項

第1項 共通仕様

- (1) 受注者は、作業前に監督員と十分に打合せを行い、施設の運用及び作業等に支障のないように実施すること。
- (2) 点検・補修作業に当たり、工程表、点検・施工要領等を記載した施工計画書を提出し、監督員と十分に打合せをすること。
- (3) 点検作業中に部品交換の必要性が生じた場合は、直ちに報告すること。
- (4) 点検結果により緊急的に補修が必要となった場合は、監督員と協議し、工事打合簿を提出し、補修を行うものとする。
- (5) 溶接による補修については、溶材を含むものとする。
- (6) 本仕様書に記載のない軽微な各部塗装については、塗料を含むものとします。
- (7) 工事によって発生する廃材等については、適正な処分をすること。
- (8) 工事の実施にあたり、養生を行い既存施設に損傷、汚損等を発生させないこと。これらが確認された場合には、受注者の責任において補修すること。
- (9) 工事完了後は、整理清掃後片付けを実施すること。

第2項 注意事項

- (1) 受注者は、作業中みだりに予定以外の場所に立ち入らないこと。
- (2) 主任技術者は、安全措置のすべてについて確認するとともに作業を直接指揮し、必要に応じて監督員の意見を求め適切な処理を講ずること。
- (3) 成果品を含めた書類を履行期間内に提出すること。

第3章 工事内容

(1)外部足場

名称	計上・寸法	数量	呼称
枠組本足場	L 80	1, 800	m ²
メッシュ養生シート養生	黒2類	1, 800	m ²
小幅ネット張り	隙間塞ぎ	544	m

(2)トップライト廻り点検及びシーリング

名称	計上・寸法	数量	呼称
シーリング打ち替え	変形シリコン	72	m

(3)金属屋根点検及び防水塗装

名称	計上・寸法	数量	呼称
高圧洗浄・下地研磨		1, 523	m ²

屋根継ぎ目処理	ホリウレタン系	3,312	m
超速硬貨ウレタン（養生含む）	ダイフレックス SMP-200SK	1,523	m ²

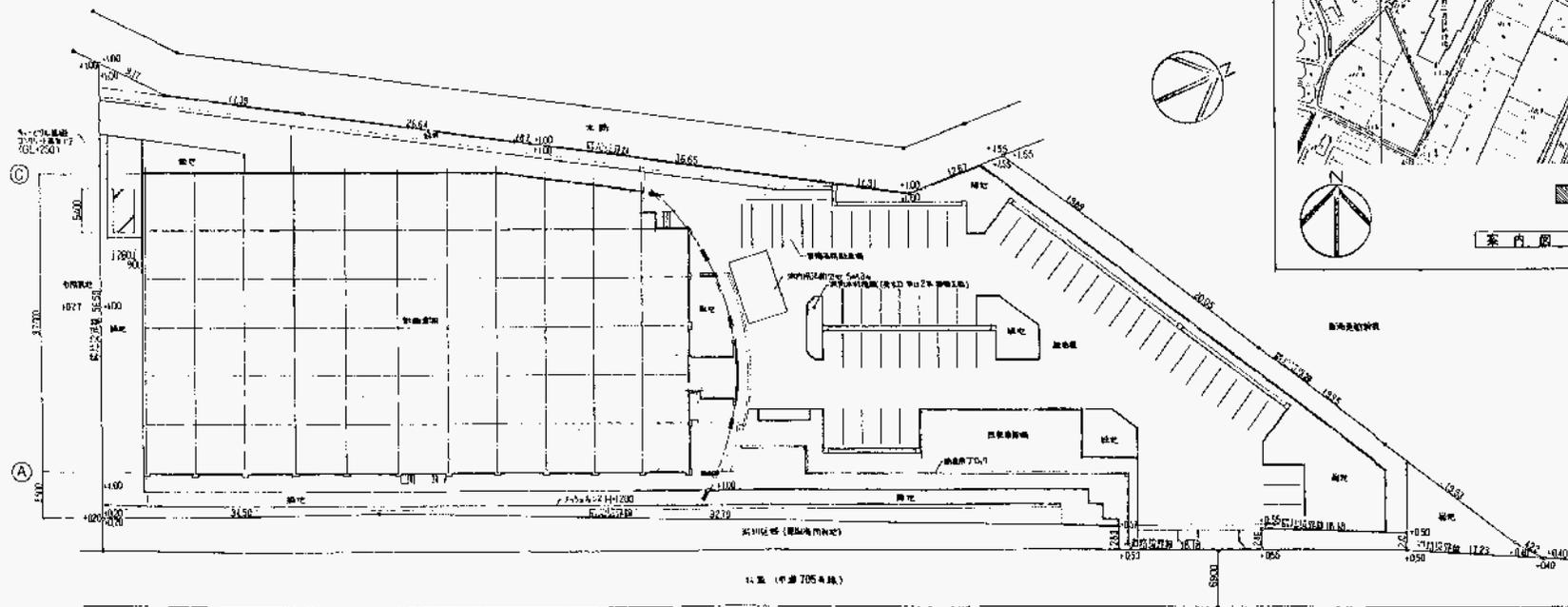
(4) 排煙窓ワイヤ交換

名称	計上・寸法	数量	呼称
排煙窓ワイヤ交換	ワイヤ取付高さ 6.5m× 幅 5.5m（2か所施工）	1	式

(5) 発生材処分

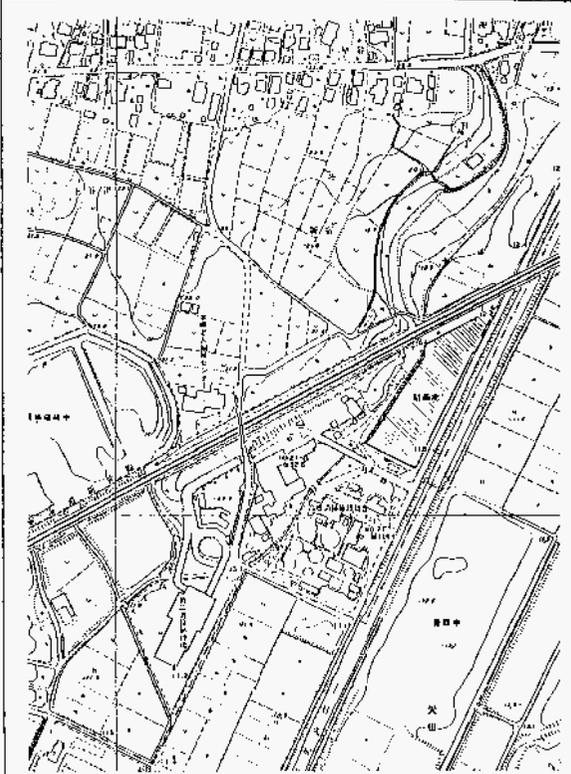
名称	計上・寸法	数量	呼称
発生材処分		1	式

プール全体図



配置図 1/300

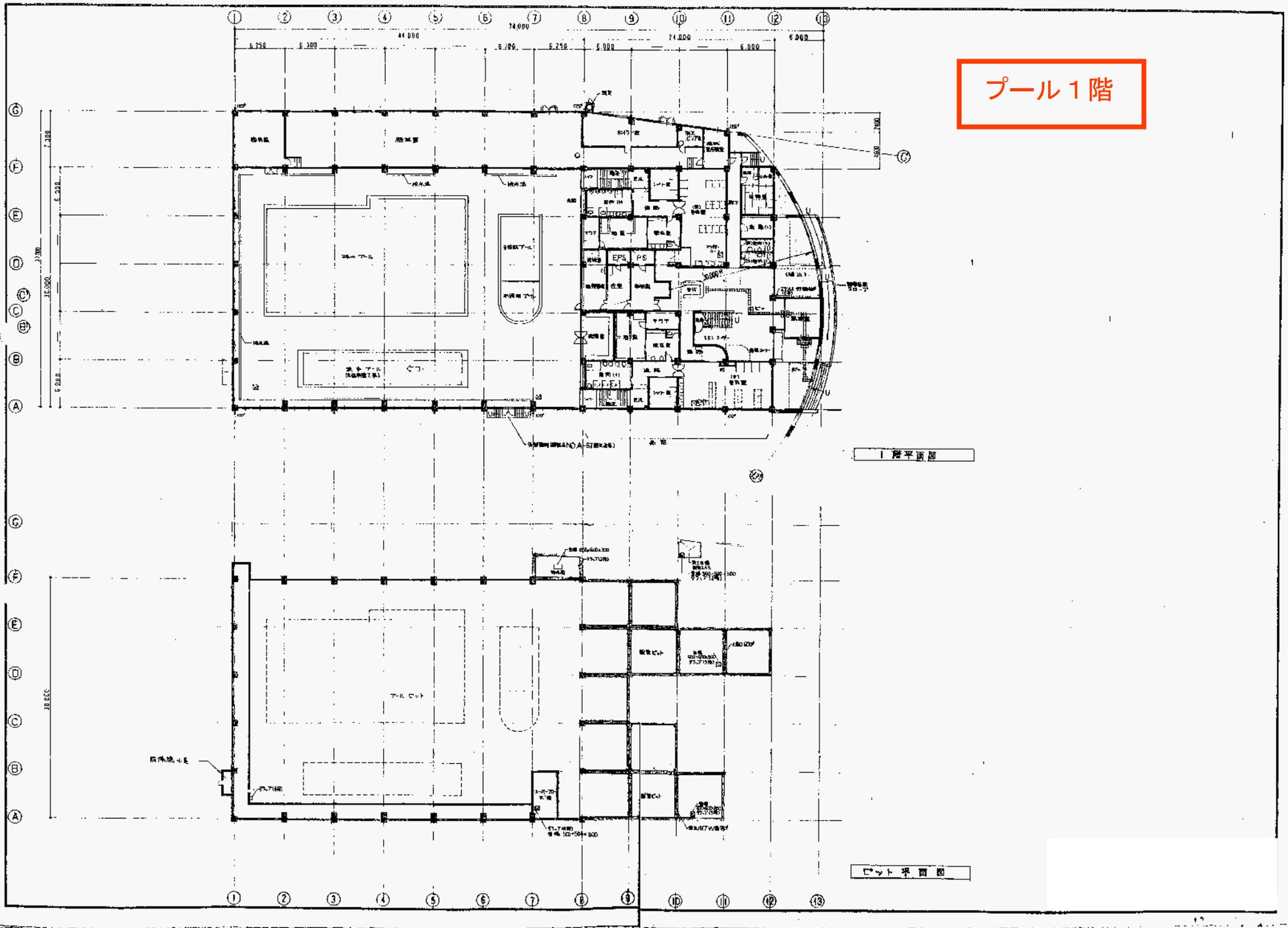
GL - 保付M + 1.00m
 1 FL - GL + 1.00m ± 0



計画地: 池田名有木御宇新田 2.0-1 地

案内図 1/2500

プール1階



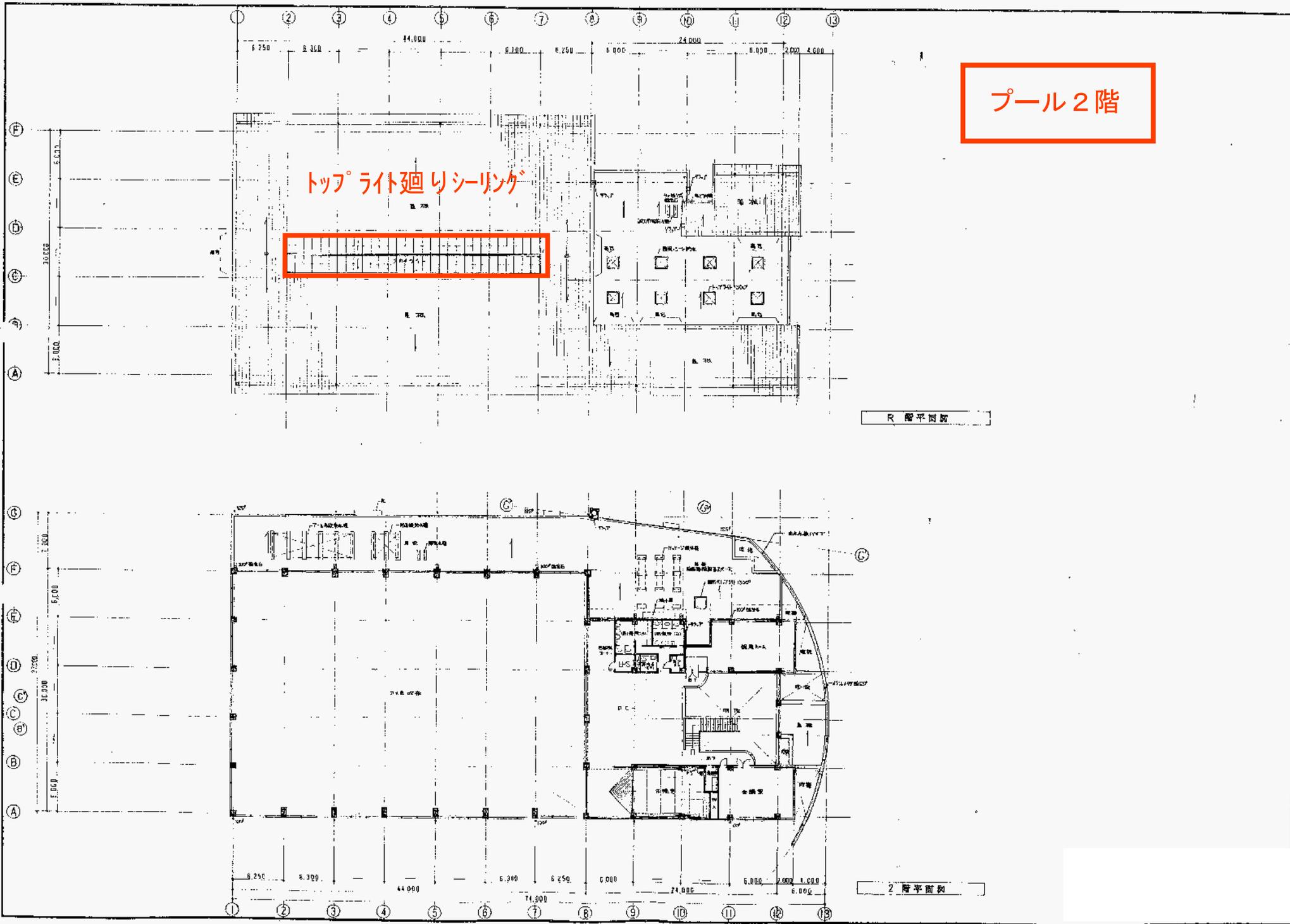
プール2階

トップライト廻りシーリング

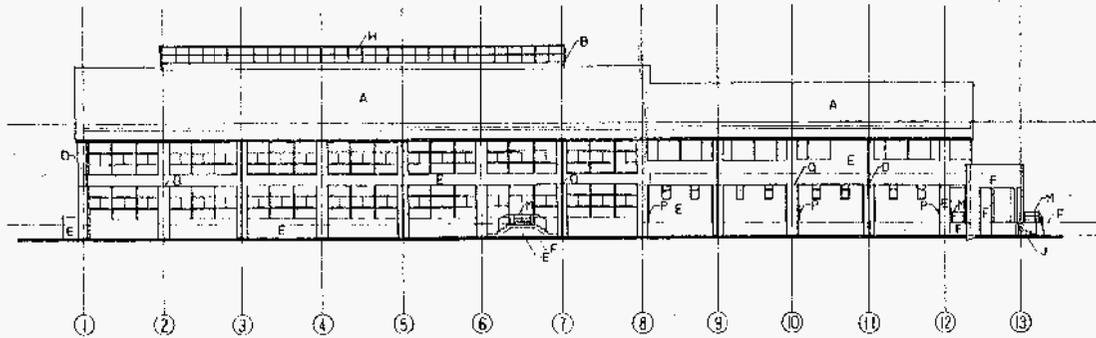


R 階平面図

2 階平面図

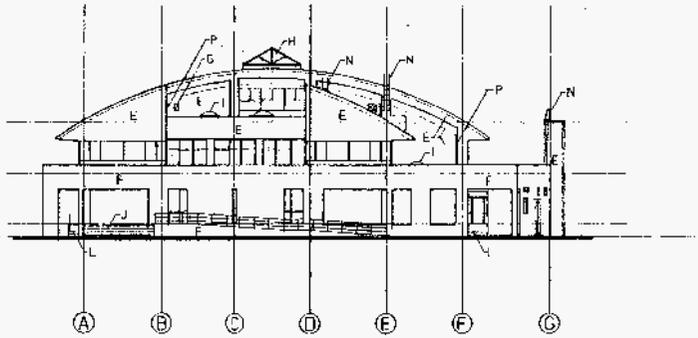


川沿い道路側



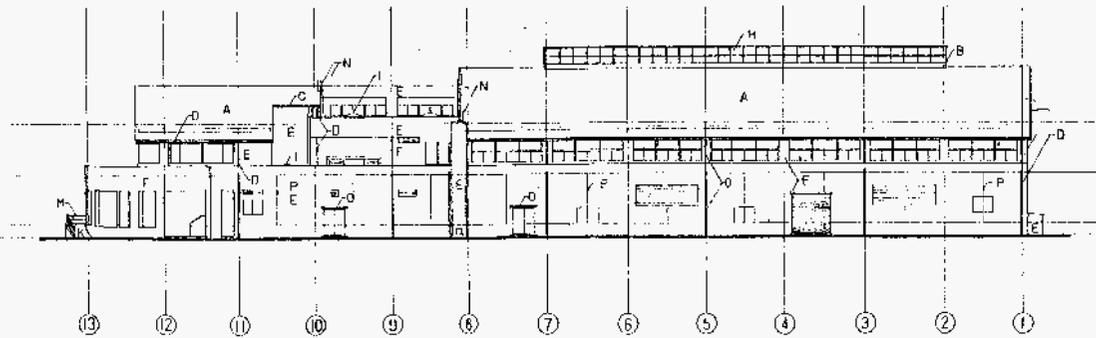
東側立面図

プール正面入口側



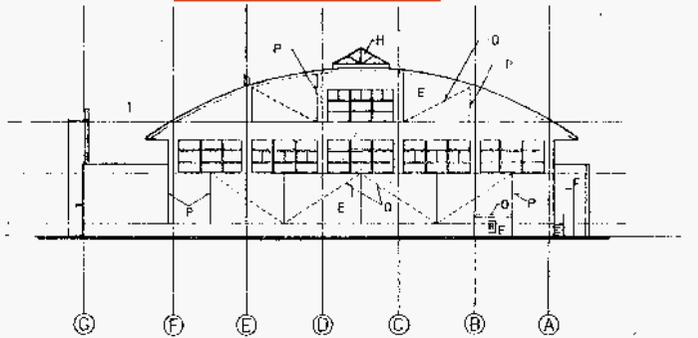
北側立面図

新幹線側



西側立面図

搬入路側



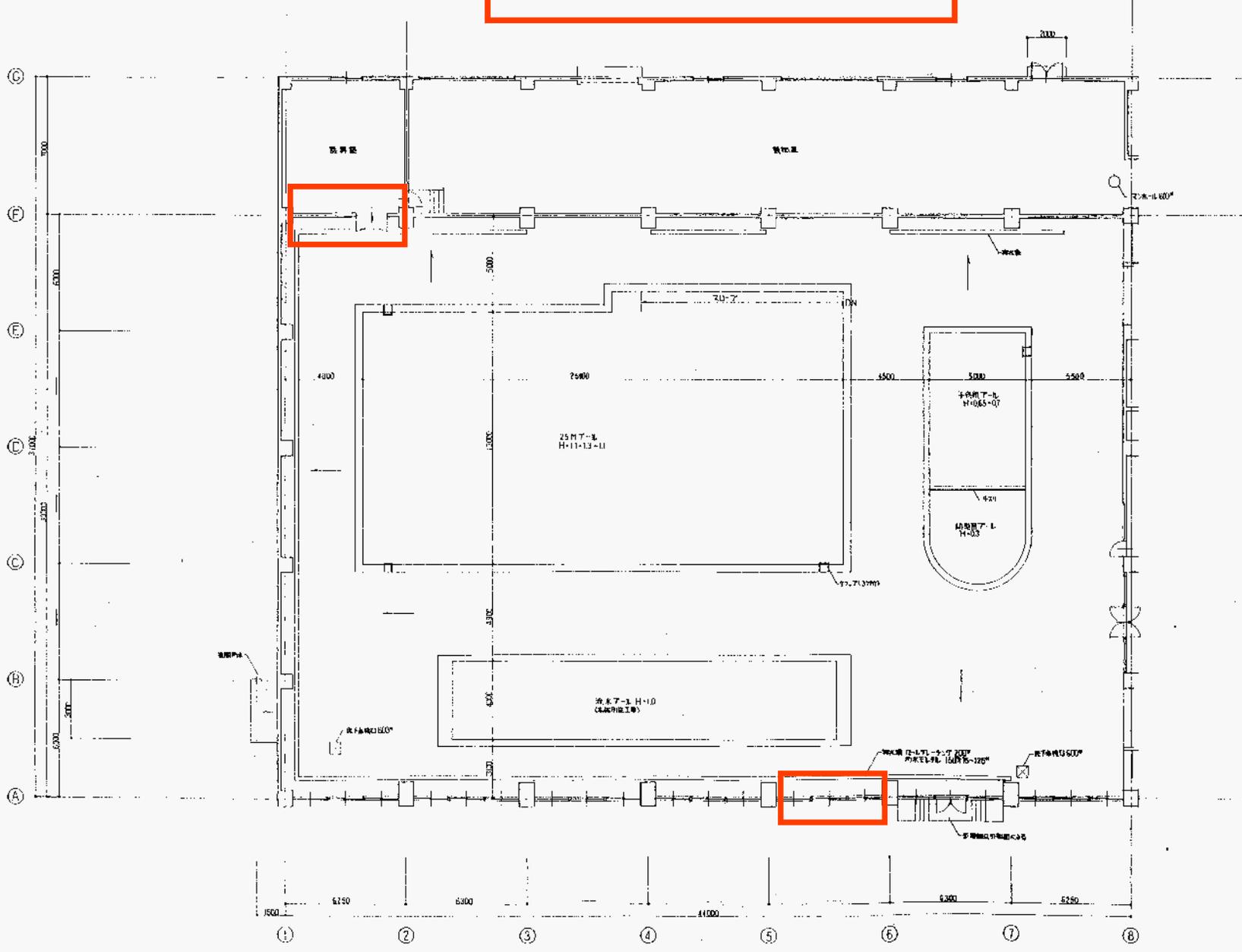
南側立面図

凡 例

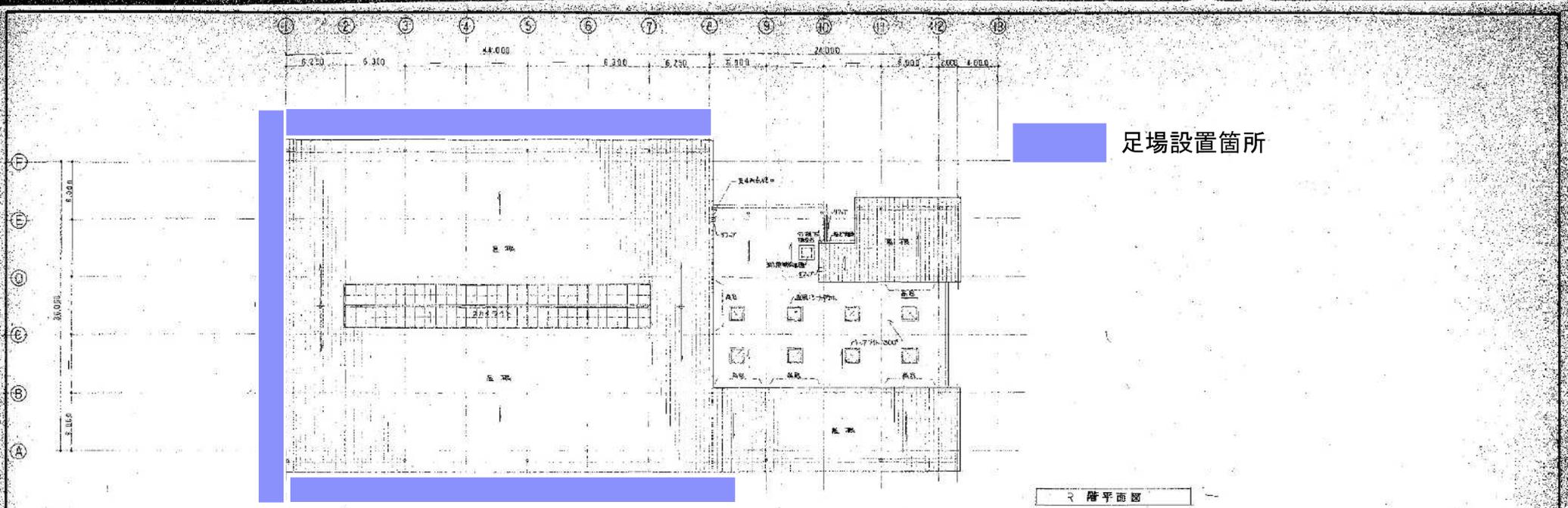
A	ガラス・アルミ複層窓	H	2R421	O	コンクリート造躯体
B	石巻(厚125) 12+6H	J	1.275×1.000 8分 鋼網目 1800×1800	P	断熱目地(ウレタン)
C	塩ビ樹脂	K	丸 鋼網目 94L 150	Q	北陸白灰
D	9分厚 100×125 6分 鋼網目 1800×1800 鋼網目 94L 150	L	丸 鋼網目 94L 150		
E	コンクリート造躯体(吹付)	M	丸 鋼網目 94L 150		
F	コンクリート造躯体(吹付)	N	2R421		
G	コンクリート造躯体(吹付)		2R421		



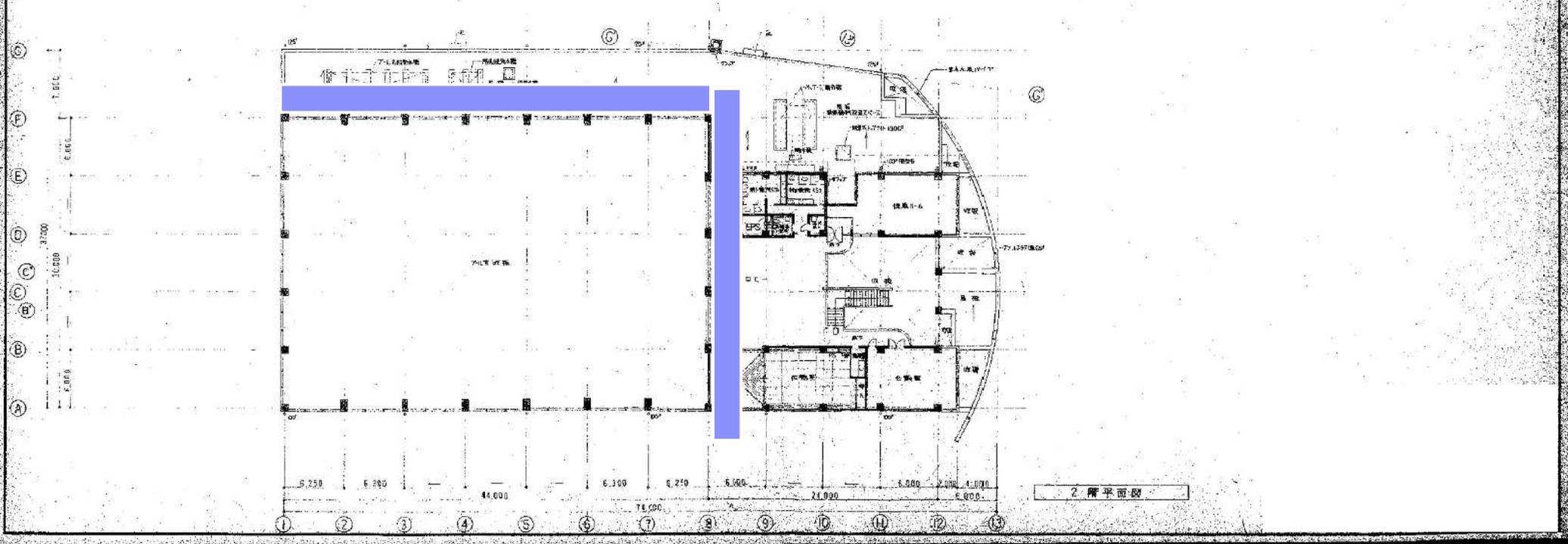
排煙窓ワイヤ交換 (2か所)



(明記事項)
・H-03-L: 防火 防漏型 中間集じん
・天井吊り下げ型付 防漏型 SUS目地



2階平面図



2階平面図

工事費 (1式当り)						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	適用
直接工事費						
外部足場		式	1			第2号-明細書
トップライト廻り点検及びシーリング		式	1			第3号-明細書
金属屋根点検及び防水塗装		式	1			第4号-明細書
排煙窓ワイヤー交換		式	1			第5号-明細書
発生材処分費		式	1			第6号-明細書
I 直接工事費	計					
II 共通費						
	共通仮設費	式	1			
	現場管理費	式	1			
	一般管理費	式	1			
III 工事価格	計					
	消費税相当額	%	10			
	合計	式	1			

直接工事費						第1号-明細書 (1式当り)
名称	規格	単位	数量	単価	金額	適用
外部足場		式	1			第2号-明細書
トップライト廻り点検及びシーリング		式	1			第3号-明細書
金属屋根点検及び防水塗装		式	1			第4号-明細書
排煙窓ワイヤー交換		式	1			第5号-明細書
発生材処分費		式	1			第6号-明細書
計						

外部足場						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	適用
枠組本足場	L80	m ²	1,800			
メッシュ養生シート養生	黒2類	m ²	1,800			
小幡ネット張り	隙間塞ぎ	m	544			
仮設材運搬	4tトラック	式	1			
外部ステージ		式	1			
安全設備	(親綱・緊張器)	式	1			
計						

